

## 奈良県立万葉文化館ファンクラブ会員規約

### (目的)

第1条 奈良県立万葉文化館(以下「万葉文化館」という。)に興味・関心がある方が登録し、万葉文化館の魅力を発信していただくことにより、万葉文化館の活動を応援していただくことを目的とします。

### (名称)

第2条 この会の名称は「奈良県立万葉文化館ファンクラブ」とします。

### (事業)

第3条 万葉文化館の展覧会情報のほか、講演会、コンサート等各イベントや物販に関する情報をチラシやメール、ファンクラブ通信等でご案内します。

### (運営主体)

第4条 この会の運営については、万葉文化館(以下「事務局」という。)が行います。

### (入会資格)

第5条 万葉文化館に興味・関心のある方で国内に在住の方なら、どなたでも入会できます。

### (会費)

第6条 この会の会費(入会金、年会費)は無料です。ただし、情報のお知らせを郵送でご希望される方は所定の郵送料をご負担いただきます。

### (入会手続)

第7条 入会手続は、万葉文化館ファンクラブ入会申込によるものとします。

- 2 申込は、申込書の持参、郵送またはFAXにより行うものとします。
- 3 郵送、メールまたはFAXにより申し込む場合には、「万葉文化館ファンクラブ入会申込書」に住所・氏名・電話番号・情報提供の方法等必要事項をを記入して提出していただくものとします。郵送をご希望の方は、申込時に所定の郵送料を切手でご負担いただきます。
- 4 会員としての資格は、入会申込に対して、事務局から郵送物又は電子メールが送付され、申込者に到達した時に発生するものとします。
- 5 明らかに実名でない等、事務局が不正な申込と判断した場合には入会を承諾しない場合があります。

(退会手続)

第8条 退会手続は、退会の申し出によるものとします。

- 2 退会の申し出は、郵送、メールまたはFAXにより行うものとします。
- 3 郵送、メールまたはFAXにより届け出る場合には、住所・氏名及び「万葉文化館ファンクラブ退会」の旨を記入して提出していただくものとします。
- 4 会員としての資格は、退会の届出が事務局に到達した時に喪失するものとします。
- 5 会員資格は、一身専属のものとし、事務局は、会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から前項の手続きがあったものとして取り扱うものとします。

(会員資格の有効期限)

第9条 会員資格の有効期限はありません。ただし、郵送を希望する会員は、毎年事前に所定の郵送料を切手でご負担していただく必要があります。ご負担していただけない期間は会員資格を停止させていただきます。

(会員資格譲渡の禁止)

第10条 会員は、会員資格を第三者に譲渡することはできません。

(会員住所等の変更)

第11条 会員は、入会申込時に登録した情報に何らかの変更がある場合は、会員申込書記載の氏名・住所及び変更事項を明記の上、郵送、メールまたはFAXいずれかの方法によって事務局へ連絡するものとします。

(会員資格の喪失)

第12条 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には事前の通知なしに会員資格を喪失させることができます。

- (1) 会員登録の内容に、虚偽、不適切な記載などがあったことが判明したとき。
- (2) 会員の登録住所にお知らせ等を送付して、2回続けて返送となった場合または既に本人の住所ではない等の明らかな理由により送達することが不可能な場合。
- (3) 会員の登録電話番号・メールアドレス等への事務局からの連絡に対し、応答を拒否する場合または既に使われていない等の理由により連絡を取ることが不可能な場合。

(個人情報)

第13条 事務局は、特定の個人を識別することができる情報(以下「個人情報」とい

います。)を、各種の通知、会員管理、サービスの内容の告知、その他サービスの提供に関連する目的の達成に必要な範囲を超えて利用しません。

2 事務局は、以下の場合を除き、会員の個人情報を第三者に開示、提供しません。

(1) 本人の承諾がある場合。

(2) 公共の利益の保護の必要がある場合または法令等に基づき開示を求められた場合。

(3) 各種通知等の発送について、外部業者に委託する場合。

3 事務局は、前項に定める場合のほか、会員の個人情報を「奈良県個人情報保護条例」に基づき、適切に管理・運用するものとします。

(規約の変更)

第14条 事務局は、事務局が認めた場合、会員サービスに関する本規約及び諸規定について、会員の承諾なく変更することができるものとし、変更後はただちに全ての会員に適用されるものとします。

2 本規約を変更する場合、事務局は会員に対し、文書等で通知することにより本規約を変更できるものとします。

附 則

この規約は、平成31年4月24日から施行します。